

2015年度 卒業論文

施設で育つ子どもの自立支援を考える  
～児童養護施設を中心に～

2015年11月27日

日本福祉大学  
社会福祉学部 社会福祉学科  
4年 12FF3209 谷 恵里奈

## 概要

何らかの事情で親と暮らせない子どもは、社会的養護として、施設入所や里親委託等の措置を受けて、社会で養育される。しかし、その社会養護を受ける子どもの中でも施設で育つ子どもは社会的に不利な状況に置かれている。

たとえば、児童養護施設の子どもの進学に関して、高校の受験は施設の子どものために施設の生活がかかっている。というのは、児童養護施設は、原則就学している児童が対象であるからだ。つまり、受験に失敗すれば施設を出なければいけなく、合格であればその後も施設で暮らすことができるのである。そんな状況に立たされる子どもが、精神的に安定して勉強ができるだろうか。ましてや、これまで一般的な家庭で受ける愛情が欠けている状態で、学校に行くことさえも、精一杯であった子どもも多いはずである。将来の不安によって、非行にはしる子どもや、生活が荒れてしまう子どももいる。仮に、高校に進学しても、無理をして高校へ進学をしたために、中退してしまう子どももいる。大学に進学したとしても、奨学金の保証人は、誰になってもらえばよいだろうか。アルバイトをするにも、一人暮らしをするにも、保証人は必要である。そんな環境で、充実して大学生活を送れるのだろうか。

高校受験に合格しても、大学へ進学しても、いずれにせよ、子どもは原則 18 歳になれば施設を退所しなければならない。遅かれ早かれ、就労して自立していかなければならないが、では、就労したら子どもは自立して生きていくことができるだろうか。決してそんな簡単な話ではなく、人間関係において上手くいかなかったり、仕事を選ぶことができなかつたりと、施設で育ったというハンディキャップを子どもの努力とは無関係に人生において背負っていかなければならないのだ。

本論文では、家族からの支援が期待できず、また、子ども自身も障害でないがボーダーラインであったり、人間関係がうまく築けず転職を繰り返してしまう、そんな自立を強いられている子どもを対象に、子どもの自立支援を考察した。退所した子どもがそのような困難を抱えずに自立した生活を送るには、どのような支援が必要とされているのだろうか。

そこで、現在行われている自立支援を取り上げ、そこから、様々な自立支援が行われておることが分かった。しかし、それらはインフォーマルな部分での支援が多く、特に、施設が行っている支援には、施設というより職員という個人が退所後の子どもを支えるアフターケアを行っているという現状があった。また、地域によって施設外の法人が行っている支援や、施設によって行われている支援もあり、ばらつきがみえた。また、施設の入所経路を調べたところ、児童自立支援施設と自立援助ホームの児童は児童養護施設から入所した割合が比較的高く、そこから、児童養護施設の自立支援と子どもを社会に送り出す最後の自立支援機関である自立援助ホームの拡充が大切なのではないかと考えた。

施設で育つ子どもが社会に出ても、子どもを支えるアフター支援は極めて重要であるが、現在、その役目は施設に丸投げといった状況である。施設で育つ子どもの自立支援は、退所した施設と退所した児童のつながりをバックアップしていく機関や、退所した児童の就労的な自立支援を専門的に援助できる機能が果たせる自立援助ホームの拡充が必要とされているのだ。

## 目次

	項
はじめに	1
第1章 社会的養護について	2
第1節 社会的養護の概要	2
第2節 社会的養護に関する施設等	3
第1項 施設養護に関する施設等	3
第2項 家庭養護に関する制度等	4
第3項 児童の自立に関する事業	5
第3節 入所理由	5
第4節 障害の有無	7
第2章 退所後の困難	7
第1節 養護か自立か	7
第2節 施設を巣立った子どものその後	8
第3節 退所後の3つの困難	9
第4節 退所して、また入所	10
第3章 児童養護施設を中心に自立支援を考える	11
第1節 自立とは	11
第2章 児童養護施設に求められる自立支援	12
第3章 実際に行われている自立支援	13
第4章 アフター支援の制度化	14
おわりに	15
参考文献	



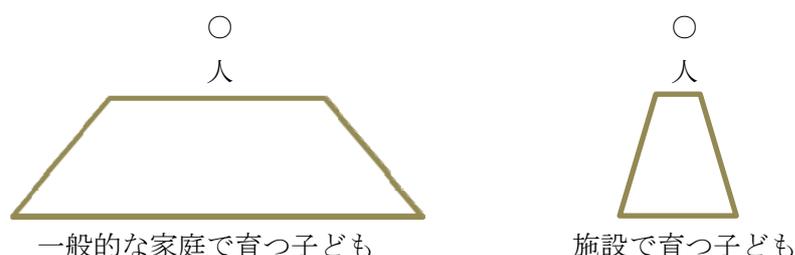
## はじめに

私は、大学2年生から3か月に一度開催される「子どもの支援を考える研修会」に参加していた。そこで、施設の職員、市の職員、法人の職員の方々のお話を聴く機会が多くあった。話を聴くうちに、子どもを取り巻く現状に強い問題意識を持つようになった。その中でも、特に興味を持ったのは子どもへの自立支援についてである。

施設の子どもは施設という守られた環境で育ち、さまざまなかたちで施設を巣立っていく。家庭復帰ができ親元へ帰る子ども、進学し一人で生活する子ども、就職し自立していく子ども、他施設へ入所する子ども。この中でも、家族からの支援が期待できない子どもは、施設を出て、一人だけで自立をしていかなければならない。特に、障害ではないがボーダーライン層の子どもや、安定して人との関係が気づけない子どもなど、様々な困難を抱えた子どもが、いきなり社会へ投げ出されてしまい、本人の努力とは無関係につまずいてしまう。

以下の図Iは、養護状態のまま、一般的な家庭で育つ子どもと施設で育つ子どもの生活基盤を表したものである。一般的な家庭で育つ子どもの足もととは広く、小さな問題では下へ転げ落ちてしまう心配はない。それは、精神的な安定であったり、人とのつながりなど様々な資源から成り立っている。仮に、大学への受験に失敗したり体を壊したり大切な人を失ったりなど人生の困難に直面して、生活基盤が揺らぎ下へと転がって行ってしまうも、子どもが持つスキルやその他の人的な資源等で、もう一度山を登り、生活の基盤を立て直していこう。一方で、施設で育つ子どもは、人のつながりが弱く精神的に不安定なことも多いため生活の基盤が不安定で、少し足を踏みちがえたら、すぐに転げ落ちてしまう。落ちてしまったら、その山は急でなかなか這い上がってくるできないのである。

図I 一般的な家庭で育つ子どもと施設で育つ子どもの生活基盤<sup>1</sup>



しかし、これは施設の子ども自身だけの問題でそのような状況になっているわけではない。たとえば、養護状態で子どもが施設を退所したら、周りに頼れる人もいなければ相談できる人もいない。高校の受験に失敗すれば、施設での生活は終わり自立を余儀なくされる。大学に進学するにもお金もなければ住居も保証人もいない。就職するにも、社会的な

<sup>1</sup> 「子どもの支援を考える研修会」の関係者のお話を参考に筆者が作成を行った。

礼儀やスキルも十分ではない。このような状況を背景に、1997年児童福祉法改正を契機に、施設の目的として「自立支援」が強調されるようになり、2004年の改正では、「退所したものに対する相談その他の自立のための援助」(＝アフターケア)が施設の目的に明記された。しかし、先ほどの図でいう施設で育つ子どもの生活基盤が、一般的な家庭で育つ子どものような生活基盤になっているとは言い難く、施設の子どもは施設を退所しても、自分の努力とは関係なくハンディキャップを背負って生きていかななくてはいいのが現状である。

本論文では、子どもがそのようなハンディキャップを背負わず自立して生きていくには、どのような支援が求められているかを考察したい。児童福祉施設で代表的な施設である児童養護施設は、対象児童が幅広く原則1歳以上18歳未満であることから、子どもの自立に大きく関係していると考え、児童養護施設を中心に、子どもの自立支援を考えていきたい。

## 第1章 社会的養護について

### 第1節 社会的養護の概要

まず、社会的養護について、その定義と理念を明確にする。社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。

また、社会的養護は「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている(厚生労働省 HP<sup>2</sup>)。

図Ⅱは社会的養護の体系を表しているが、この図Ⅱで示すように、子どもの社会的養護は、施設養護と家庭養護の2種類があることが分かる。

家庭養護とは、社会的養護を必要とする子どもたちを養育者の家庭に迎え入れて、養育を行うことであり、具体的には、里親やファミリーホームでの養育をことである(谷口 2014: 58)。家庭養護は、里親家庭などで親密な生活を通して愛着関係を形成することができるようにその意義がある(望月 2013: 65)。施設養護とは、緊急時に養護を提供する児童保護施設、緊急事態における一時保護所、その他全ての短期・長期の施設養護による施設など、家庭を基本としない集団環境で提供される養護である。

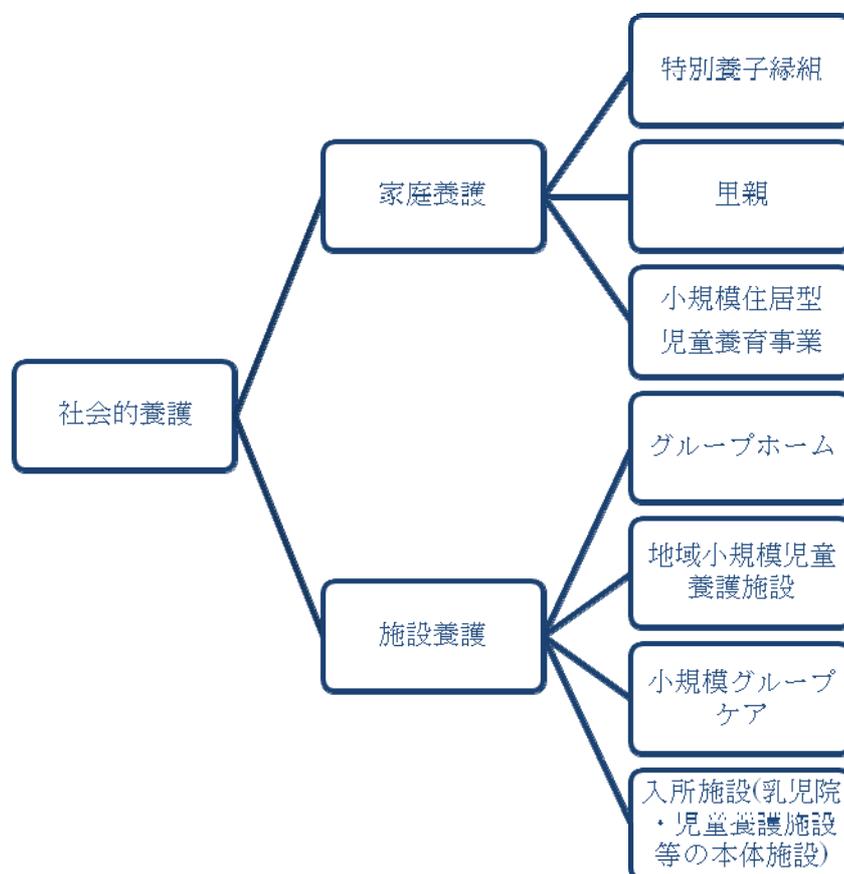
制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が9：1となっており、施設養護への依存が高い現状にある。政府は、今後、家庭養護の拡充を行い、将来的には社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進していき、本体施設が1/3、グループホーム(分園型小規模グループケア・地域小規模児童養護施設)1/3、里親・ファミリーホーム1/3という、1：1：1という比率を目指している(厚生

<sup>2</sup> 厚生労働省「社会的養護とは」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/)

労働省、社会的養護の課題と将来像の実現に向けて)。

図Ⅱ 社会的養護の体系<sup>3</sup>



## 第2節 社会的養護に関する施設等

ここでは、図Ⅱを使って、社会的養護に関する施設等を、施設養護とされる施設、家庭養護に関する制度等、児童の自立に関する事業の3項目に分け説明していく。

### 第1項 施設養護とされる施設

図Ⅱで示している施設養護とされる児童福祉施設には、児童福祉法第7条によって定められた次の12種類の施設がある。助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所・幼保連携型認定こども園・児童厚生施設・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センターである。その中で厚生労働省が、「児童養護施設入所児童等調査」の対象としている4施設の概要を説

<sup>3</sup> 参考資料 望月彰 (2013)『子どもの社会的養護』建帛社 p65

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課監修「子どもを健やかに養育するために一里親として子どもと生活するあなたへ」, p.15, 日本児童福祉協会, 2003」を参考に望月が加算・修正。

明する。

また、児童福祉法で児童とは、満 18 歳に満たない者をいい、その児童は、乳児を満 1 歳に満たない者、幼児を満 1 歳から、小学校就学の始期に達するまでの者に分けられる。(社会福祉法第 4 条)。

- 児童養護施設

「保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む、以下この条件について同じ）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする」（児童福祉法第 41 条）と定められた、居住型児童福祉施設である。様々な養育環境上の理由によって入所する子どもに家庭の代行としての機能を果たし、子どもを養育する児童福祉施設の中心的施設として存在している（庄司 2011 : 28）。

- 児童自立支援施設

「不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする」（児童福祉法第 44 条）施設であり、主に非行などの「問題」がみられた子どもや家庭環境に「問題」がある子どもで自立支援の必要な子どもたちに対して、職員と日常生活をともにしながら、生活指導、学習指導、作業指導などを統合した援助、支援が行われている（庄司 2011 : 31）。

- 乳児院

「乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする」（児童福祉法第 37 条）入所居住型の児童福祉施設である（庄司 2011 : 26）。

- 情緒障害児短期治療施設

情緒障害児短期治療施設は、「軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする」（児童福祉法第 43 条の 5）児童福祉施設である（庄司 2011 : 30）。

## 第 2 項 家庭養護に関する制度等

図 II で示す、家庭養護とされる制度等は、養子縁組制度、里親制度ファミリーホームの 3 つがある。

- 養子縁組制度

養子縁組制度は、養子縁組によって新しい親子関係を築くことが望ましい子どものための制度である。民法上の制度で、子どもに永久的な家庭を用意する家庭養護の形態の一つである（望月 2013 : 64）。

- 里親制度

里親制度は、家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度とされている。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である（厚生労働省 HP<sup>4</sup>）。

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

厚生労働省が定めた第二種社会福祉事業で「小規模住居型児童養育事業」を行う住居を「ファミリーホーム」という。「ファミリーホーム」は、家庭環境を失った子どもを里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育する。養育者の家庭の中で、5～6人の子どもを預かり、子ども同士の相互の交流を活かしながら、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることに主要な目的がある（日本ファミリー協議会 HP<sup>5</sup>）。

### 第3項 子どもの自立に関する事業

図Ⅱの体系には分類されないが、児童の自立に関する事業として以下のようなものがある。

- 自立援助ホーム

正式には、「児童自立支援生活事業」といい、児童福祉法によって規定されている事業である。自立援助ホームは、「児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導ならびに就業の支援を行うことにより、社会的自立の促進に寄与する」（厚生労働省雇用均等児童局長「児童生活支援事業の実施について」の一部校正について（通知）2011（平成23）年）ことを目的としている（庄司 2011：68）。

### 第3節 入所理由

では、なぜ社会的養護が必要になるのだろうか。それは、図Ⅲに示すように、子どもと家族、それらと制度の不適応により発生する。一般には、家族との関係で捉えられがちだが、実際はもっと広い視野で考えなければならない。

表Ⅰは養護問題発生理由別児童構成割合を表すが、実際に社会的養護関係施設を利用している子どもたちの直接的な入所理由を見ると、多くは、子ども自身の問題ではなく、保護者あるいは家族全体の問題である事が分かる。また、社会的養護問題が生ずる理由は、多くの場合、一つではなく、複数の要因が存在すること、さらに、複数の要因が相互に関係しながら展開していくということである（谷口 2014：4）。

---

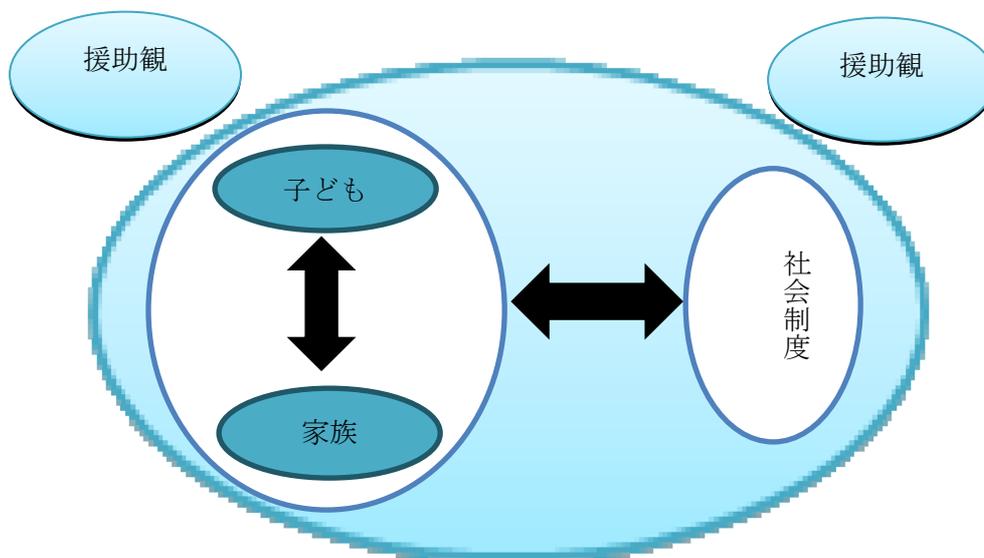
4 厚生労働省「里親制度等について」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/02.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html)

5 日本ファミリーホーム協議会「ファミリーホームとは」

<http://www.japan-familyhome.org/#!/whats-familyhome/c1k7g>

図Ⅲ 社会的養護問題を理解する枠組み<sup>6</sup>



表Ⅰ 養護問題発生理由別児童構成割合(%)<sup>7</sup>

	里親委託	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立 支援施設	乳児院
両親の死亡・ 行方不明	20.9	9.4	3.6	3.9	5.5
両親の離婚・ 未婚・不和	4.3	4.9	6.4	12.6	11.6
両親の拘禁・ 入院等	10.1	10.9	3.5	3.4	10.3
両親の就労・ 経済的理由	10.8	17.2	4.9	5.8	13.1
両親の精神疾 患等	8.0	10.7	13.8	8.7	19.1
虐待・酷使・ 棄児等	36.7	33.1	47.9	45.8	27.2
児童の問題に よる監護困難	1.0	3.3	10.6	7.4	0.6
その他	6.0	8.5	8.3	9.6	10.7
不詳	2.2	2.0	0.9	2.8	1.8

<sup>6</sup> 参考資料：谷口 2014：5

<sup>7</sup> 参考資料：谷口 2014：5

## 第4節 障害の有無

児童の心身の状況については、「障害等あり」の割合が、里親委託児 20.6%、養護施設児 28.5%、情緒障害児 72.9%、自立施設児 46.7%、乳児院児 28.2%、母子施設児 17.6%、ファミリーホーム児 37.9%、援助ホーム児 37.0%となっている（厚生労働省雇用均等・児童家庭局平成27年1月、児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在））。

児童養護施設で3割弱、自立支援施設が5割弱、自立援助ホームで4割弱となっており、障害者の割合も決して低くはないため、専門的な支援が求められる一方、障害を有していない児童へも同時に行わなくてはならない。

低賃金で不安定な非正規労働が拡充する社会で、障害ではないもののボーダーライン層である子どもを含め、障害がなくても施設生活経験者の多くは、制度の狭間に残されて、労働市場から排除され、学歴や資格もなく家族の支援も得られず、職を転々とせざるをえない状況がある（望月 2013：106）。本論文のテーマである自立支援は、障害を有していない児童を対象に考える。

## 第2章 退所後の困難

### 第1節 養護か自立か

このように親と暮らせない子どもは様々な形で社会的養護をうける。家庭復帰ができなければその養護の中で育ち、自らの選択をしていく年齢となる。その選択の一つが進学についてである。

施設の子どもにとって中学への進学と高校への進学とでは、心の状況にはかなりの違いがある。特に施設の子どもにとって高校への進学は、家庭の子どもに比べ、その重要さに違いがある。児童養護施設は原則、就学している子どもが子どもにとって高校の可否は、施設での生活を継続するか、親もとへ帰るか、あるいは一人での生活を余儀なくさせられるかを決定する。すなわち高校に合格すると、施設の守られた環境で生活を継続していくことが可能になるが、失敗すると、子どもたちは社会の荒波に若いうちに出て行かなければならなくなり、日常の基本的な生活さえも一人でこなしていかなければならなくなるのである。（森田 2013：210）

また、高校へ進学ができたとしても、児童養護施設では、原則18歳までとされており、18歳という壁は大きく不安を抱える子どもも多いだろう。その不安というのは、一人で生きていかなければならないという精神的な面だけでなく、経済的な不安も大きいようだ。当事者である坂本氏は著書の中でこう語っている。

「施設に居れば、寝るところも食べる場所も心配しなくていい。生活することそれ自体は守られている。こんな当たり前のことでも保障されるということは、不安定な生活のなかで生きてきた子どもたちにとっては何より安心なのだ。しかし、施設を卒園してから困るのは、一人になって孤独になること、寂しいこと。1人で生きていくほど心細いことはない。生きていくためには仕事に就かないと、どうにもならないが、まず、職を得るところから子どもたちの前に困難が立ちはだかる。保証人の問題もその一つだ。

アルバイトをするにも、保証人がいないと雇ってもらえない。アパートを借りるときにも保証人が必要だ。身内がいないため、私が保証人になってあげることもあった。また、身内が見つかったも、保証人にはなれないと言われる子もいた。」(武藤 2012 : 214)

親との関係が比較的良好であれば、親から援助をしてもらえたり、家庭復帰して親元での生活ができるため、いきなり自立を強いられても、まだ、助けを求める先があるだろう。しかし、親からの支援も期待できない子どもは、高校を卒業して、自立の準備ができていない状態にもかかわらず社会に投げ出されてしまえば、努力しようにも保証人などの問題で自分の力とは無関係につまずいてしまう。仮に、大学に進学ができたとしても奨学金やアルバイト、住まいなどの問題で普通の大学生活をおくるには困難が多く、充実した生活を遅れないだろう。養護されるか自立を強いられるか。今の施設を利用している子どもたちにはこの2択しか選択肢がないのが現状であるといえるだろう。

## 第2節 施設を巣立った子どものその後

養護か自立か、この2択の中で育った子どもは施設を巣立って、どのような生活をしているのだろうか。施設を巣立った子どもたちのその後の調査が、東京と大阪で実施されている。前者は2011年(平成23)年8月に東京都福祉保健局によって報告された「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書」(回答者数673人、回答率37.9%)、であり、後者は2012年(平成24)年3月に大阪市によって報告された「施設退所児童支援のための実態調査報告書」(有効回収数161人、回収率25.4%)、である。その結果は共に類似したものとなっているが、施設を退所した後の子どもたちの実像は、改めて厳しい現実を突きつける事態が浮き彫りにされている。(津崎 2015 : 190)

東京と大阪のそれぞれの調査において指摘されている、彼らの多くが抱えている課題は、以下のような内容が列挙されている(津崎 2015 : 190)。

- ・雇用形態の不安定な状況や生活保護の高い受給割合などにみられる経済的な問題。
- ・困ったときに親や家族に頼ることができない、相談できる人がいないという相談相手の問題。
- ・高校中退などにより就労自立を余儀なくされた子どもが多いことや、大学などへ進学する子どもが少ないことなど、学業に関するハンディキャップ。
- ・人間関係がうまく作れず転職や離職を繰り返すことにより、仕事が長続きしない。
- ・就職先を探すうえで、仕事ややりがいや給与面などではなく、住み込みや寮付きといった住まい確保が第一条件になることが多い。
- ・住民登録の方法や銀行の利用の仕方など、社会での生活における手続きや制度などがわからない
- ・家賃や食費、水道光熱費など、生活するうえで、何にいくらぐらいかかるものなのかわからない。
- ・アンケートに回答してくれた者は比較的安定した者と解釈され、回答がない多くの者はより不安定で困窮した状態にある事が懸念される。

このように、施設を退所する子どもは、職業の選択が狭いことなど、スタートラインが不利な状況がある事がうかがえる。また、それだけではなく、スタートした後もハンディキャップがなくなることはなく、それを背負って生きていかなければならない。

住民登録の方法や社会の生活における手続きや制度などがわからないといった点に関して、家庭で育ったすべての子どもがそれを知って社会に出ているとは思わない。しかし、家庭で育つ子どもは、調べる方法を知っていたり、社会に出てからも教えてくれる人が身近にいる。それに比べ、施設の子どもたちは、養護されているときに覚えなければ、社会に出てから教えてくれる人はいないのである。

### 第3節 退所後の3つの困難

子どもが退所した後の主な困難を進学、就労、生活上の困難の3つの側面から取り上げる。まず、進路について、児童養護施設の子どもの進路をその他の子どもと比較してみると、大学進学率が圧倒的に低い。国による進学支援も制度化されてきてはいるものの、経済的な事情や子ども自身の学力の問題などにより、大学進学は依然として高い壁である。高校進学率にはそれほど大きな差はみられない一方、中学卒業と同時に15歳で就職し社会に出たものもいる（田中 2015：14）。進学には、子ども自身の能力も大きく関係しているが、一般的な家庭で育った子どもとの差が大きい理由はおそらく、勉強ができない環境に置かれている、ということだろう。それは、勉強についていけない、勉強が嫌い、といった理由もあるかもしれないが、その子どもの心にある不安や孤独からきているものなのではないだろうか。

次に、就労について、2010年に東京都が児童養護施設等などの退所者に対して実施した調査によれば、回答者の8割は就労している。しかし、正規雇用で就労する割合が相対的に低く、また、正規雇用の割合は中卒29.7%、高卒46.5%、大卒75.0%と、学歴に比例している。収入については、およそ2人に1人が月収15万円未満、5人に4人が20万円未満の生活である。当然のことながら、比較的高い収入は正規雇用での就労にかたよっている。つまり、学歴格差は、雇用・収入格差に直結しているといえる。（田中 2015：14）

そして、生活上の困難は、近年行われた多くの調査結果に共通してみられる、社会的養護経験者の生活上の困難として、「孤独感」「人間関係を築く難しさ」「公的な手続きの知識」「経済的困難性」がある。ここからの推察されるのは、施設を退所した若者の生活は、経済的な不利・困難のみならず、実践的な生活知識・経験から、他人とのコミュニケーションや困ったとき社会的スキルまで、複合な不足状態に置かれる傾向にあるということである。（田中 2015：16）。

これらの退所後の3つの困難を引き起こしている根本的な理由に、共通していえるのは、施設で育つ子どもは精神的に不安定である、ということではないかと考える。ただ単に、勉強ができないから進学率が低いのではなく、施設を出なければいけないことや、親との不安定な関係など、そのような不安や孤独から、困難に陥ってしまうのではないだろうか。また、それらの困難に陥ってしまったことが、さらに自己肯定感を低くさせてしまい、前向きに努力することを阻害してしまう。これらから、施設で育つ子どもの自立支援には、精神的な面での支えや支援が重要であるといえる。

#### 第4節 退所して、また入所

施設を退所して困難を抱えて一人で生きていけない子どももいるため、養護施設等を退所しても、他施設へ入所せざるをえい子どもや、その困難から非行にはしり保護処分になることや、社会になじめず何度も施設の入退所を繰り返す子どももいる。

以下の表Ⅱは児童の委託（入所）経路を示しているが、みてみると、どの施設も家庭からが一番多く割合を占めている。しかし、大きく自立に関係する自立支援児、援助ホーム児に着目してみると、新たなことが分かった。自立支援施設へ入所する児童のうち、家庭から入所した児童の次に、多いのは家庭裁判所からの18.3%、三番目に多いのは、児童養護施設からの、14.1%である。ちなみに、「家庭裁判所から」は、入所前に生活していた場所に関係なく、保護処分により入所したことをいうため、この数字の中に児童養護施設の退所児童も含まれている可能性は大いにあるだろう。次に、援助ホーム児は家庭から入所した児童について、次に児童養護施設からが23.7%と大きな割合を占めている。また、その他の10.1%の次に、児童自立支援施設からが6.6%と4番目に多い。

自立援助ホームは名前の通り、社会的自立が困難なこどもの支援に大きな役割を果たしている。15歳から20歳未満子どもが自立のために一時、自立援助ホームに入所し自立のための練習をするための生活施設ではあるが、自立が困難で再度入所してくる子どもも多く、その自立支援に苦勞している現状もある。自立が困難な子どもを入所させ、生活指導、就労支援など社会的自立に向けて支援する場所であり、近年各都道府県や政令指定都市には必置となったが、全国的広がりにはまだ至っていない。（庄司2011：175）

このような状況を背景に施設養護における自立支援は強く求められるようになり、2004年の児童福祉法の改正において児童福祉施設においては自立支援が法文化され、アフターケアについて明確に位置づけられたが、この表から、特に児童養護施設における自立支援の強化と、自立援助ホームの拡充は極めて大きな課題であるといえるだろう。

表Ⅱ 児童の委託（入所）経路<sup>8</sup>

	総数	家庭から	乳児院 から	児童養 護施設 から	児童自 立支援 施設か ら	他の児 童福祉 施設か ら	里親家 庭から	家庭 裁判 所から	ファミ リーホ ームか ら	単身か ら	その他 から	不詳
里親委 託児	4,534 100.0%	2,131 47.0%	1,209 26.7%	741 16.3%	* *	68 1.5%	186 4.1%	* *	14 0.3%	* *	155 3.4%	30 0.7%
養護施 設児	29,979 100.0%	20,436 68.2%	6,558 21.9%	875 2.9%	* *	886 3.0%	593 2.0%	20 0.1%	22 0.1%	* *	421 1.4%	168 0.6%
情緒障 害時	1,235 100.0%	939 76.0%	2 0.2%	* *	* *	204 16.5%	19 1.5%	* *	3 0.2%	* *	61 4.9%	7 0.6%
自立施 設児	1,670 100.0%	1,018 61.0%	* *	236 14.1%	* *	49 2.9%	26 1.6%	306 18.3 %	6 0.4%	* *	18 1.1%	11 0.7%
乳児院 児	3,147 100.0%	2,396 76.1%	75 2.4%	* *	* *	* *	24 0.8%	* *	2 0.1%	* *	636 20.2%	14 0.4%
ファミ リーホ ーム児	829 100.0%	356 42.9%	92 11.1%	128 15.4%	* *	34 4.1%	168 20.3%	* *	3 0.4%	* *	46 5.5%	2 0.2%
援助ホ ーム児	376 100.0%	117 47.1%	* *	89 23.7%	25 6.6%	11 2.9%	9 2.4%	* *	1 0.3%	24 6.4%	38 10.1%	2 0.5%

### 第3章 児童養護施設を中心に自立支援を考える

#### 第1節 自立とは

退所した子どもたちがこのような状況に陥らないための支援を行う必要がある。それを行うことを目的とした自立支援とアフターケアの必要性を論ずるとき、「社会的自立とは何か」というテーマについて一定の定義付けが必要だろう。いわゆる「自立とは何か」を明確にし、児童自身のさまざまな希望もあわせて支援計画に盛り込み、目標立てを行うなかで施設入所中に自立支援計画について具体的な計画を立案し、支援にあたることになる。

<sup>8</sup> 参考資料 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成27年1月 児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」

自立を、身辺自立、経済的自立、社会的自立、精神的自立の4点に大きく分けて考えることができる。

第一に、身辺自立とは起床してから洗面、歯磨き、衣類の着脱、食事、排泄、入浴、掃除、片付け等就寝までの通常の生活について、自分の力で生活できるように基本的な生活習慣について身につけることが出来るかということである。

第二に、経済的自立とは、自分の力で生活するためには衣食住についても全てお金がかかるため、そのお金をどう稼ぎ、どう使うかということである。子どもが社会にでるまでは親またはそれに代わる大人が子どもの生活を経済的にも保障しているが、社会に出るとその大半を自分で稼ぎ、支出や支出計画を自己の力で行わなければならない。

第三に、社会的自立とは、人は一人だけでは生きていけない現実があり、多くの人との関わりのなかで生きて行くことになる。家族、地域、学校、買物先、仕事先、様々な人との関わりにおいて、いわゆる社会の中で人との関係性のなかで生きていくことになる。様々な知識を基に人と人との関係をつくること、幼少のころから学ぶことにより社会的自立の準備をしていくことになる。

第四に、の精神的自立は、子どもから大人へ成長していく過程においてもっとも難しい課題であるといえる。「精神的自立」はよく「精神的自律」と置き換えて説明されることがおおく、「自立」には「自律」が必要であり、人間にとって自分の行動を自己コントロールする力は、大人になっても難しい場面が多い。しかし、社会的自立を容易にするためにも、この精神的自立は日常生活を通してもっとも目標として取り組むべき課題といえよう（庄司 2011 : 165 - 166）。

また、大村はこれらの4側面に関して①生活的自立②経済的自立③社会的自立を「社会的な視点からみた適応型の自立」に、精神的自立を「心理的な視点からみた主体性型の自立」に整理できるとしている。そのうえで、精神的自立は「自立概念の構造の中でも基盤の部分に置くべき」（大村 2,014 : 57）と述べている。（津崎 2015 : 17）

これらの自立の概念はいずれをとっても施設入所中にすべてが身につくわけではない。そういう意味から施設内においても自立というテーマを重要なものと位置づけしてさまざまな具体的な支援が展開されるべきである（庄司 2011 : 166）。

## 第2節 児童養護施設に求められる自立支援

では、このような自立に向けて、どのような支援をしていけばよいだろうか。

社会的養護において「自立支援」の定義に明確なものはなく、児童自立支援施設における支援そのものを指すほか、就職し一人暮らしをする子どもへの支援、社会性を身に付けるための支援、子どもの退所後の支援など様々な意味として使われている（相澤 2014 : 233）。

児童養護施設が担う自立支援機能への期待は、これまで説明してきた状況を背景に、近年ますます高まってきている。1997年児童福祉法改正を契機に、施設の目的として「自立支援」が強調されるようになり、2004年の改正では、「退所したものに対する相談その他の自立のための援助」（＝アフターケア）が施設の目的に明記された。

しかし、ここでいう「自立した生活」とは一体どのようなものを指すのだろうか。「社会的養護の課題と将来像」（厚生労働省 2011）のなかでは、社会的養護の基本的方向である

「自立支援の充実」について、以下のように述べられている。

- ・社会的養護で育った子どもも、他の子どもたちと共に、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるようにすることが重要である。
- ・このため、自己肯定感をはぐくみ自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、一人の人間として生きていく基本的な力をはぐくむ養育を行う必要がある。
- ・また、施設退所後の相談支援（アフターケア）の充実が必要である。

要するに、今日の児童養護施設に求められる役割は、子どもの一時的な保護・養護にとどまらず、彼らの退所後の生活を見据えて、生活上の困難を克服していけるよう力・スキル・経験を補うこと場となること、また、退所者に対しても相談を継続的に進めていくことが求められている。そして、これを求められる比重は今後も高まる傾向にある（津崎 2015 : 17）。

児童養護施設の退所者は進学、就職のいずれにしる、18歳という年齢を迎えたら進路の選択を行い、社会において自立しなければならない。彼らは、生活の基盤を施設に置くことで、生活していくことができたが、一人で経済的自立、生活の自立、精神の自立をしていかなければならない。その後の援助としてのアフターケアは軽視されており、施設措置を解除されたものについても可能な範囲で援助を行い、また入所から退所後までの間の継続的な援助や指導を行うとされているが、実際にはインケア、リービングケアが重視され、施設や職員によってアフターケアの認識や対応は異なり、明確なものはどこにも示されていない。

多くの入所児の入所理由が虐待などであるため家庭復帰が難しく家族からの支援が受けられない、または家族関係が希薄という現状がある。そのため、進路先でうまくいかなかった場合に帰る場所がないという問題が起こる。この点における支援が重要ではないかと考える（長谷川 2007 : 215）。

### 第3節 実際に行われている自立支援

社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア部ではソーシャル・スキル・トレーニング（＝SST）の講習会を実施している。児童福祉施設の入所児童が、卒園後自立して社会生活をしていく上で必要な知識や法律、社会常識などを学び、生活技能を体得することを目的に、大阪府下の児童福祉施設入所中で、来春施設を出て就職する予定の児童及びそれに備えた児童（中学校3年生、高校1年生～3年生、特別支援学校生、職業能力開発校生）、里親委託児童、施設職員を対象として行われている。その講習会は、冠婚葬祭時に必要な知識の学習と、あいさつや基本的礼儀作法を実習で学ぶ「ビジネスマナー」等、社会に出て、仕事をする上で必要なポイントを絞った講習の後、ロールプレイを試み、自分自身に必要なものは何かを考える時間を持たせるというものである。グループディスカッションでは、他の参加者の意見から、自身を客観的に捉え直し、また社会で孤立してしまわないよう、お互い励ましあえる関係づくりを目指し、実習を中心とした合計13回の講習会を実施されている（社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア部<sup>9</sup>）。

---

<sup>9</sup> 「社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア部」

他にも 2013 年の全国の児童養護施設の職員を対象実施した調査から、施設によっては施設内での取り組みも行われていることが分かった。退所にむけた計画は、子ども自身が退所までのプロセスに能動的に参加することを重視している施設も多い。具体的には、計画の段階において子どもの意見を取り入れる、子どもと相談する、子ども本人に決定させるといった方法である。また、入所中の取組みとして子ども自身の生い立ちの整理を行うというものがある。なぜ、この生い立ちの整理がされているかという点、①子どもが自己否定に陥ることを回避する、②親との関係性を子ども自身に構築させる、③子どもの権利擁護（＝知る権利）の視点から実施する、といったような主に 3つの理由や目的があり、行っている（津崎 I 2015 : 107）。子どもに対して自身のケース（入所理由の説明など）を開示しているか、という質問に対して、「原則すべての児童に行う」が 8.6%、「児童によって異なる」が 62.2%、「原則行わない」が 29.2%と施設による実施状況や方針の相違が表れた結果であった（津崎 2015 : 19）。

退所後の取組みとして、金銭管理や金銭の貸し出しといった経済的支援とトラブル・緊急時の危機介入的支援が行われている。経済的支援では退所後も必要なものには金銭の管理を行うといった間接的な支援に加え、大学進学者・生活困難者に対して資金を貸し出すといった直接的支援も行われている。しかし、これらは個別の施設による（ひいては職員個人による）インフォーマルな支援に頼らざるをえない状況である。危機介入的支援では、離職した退所児童に対して生活場所を提供など、離職と同時に住居を失うケースや緊急時には、施設はある種の「シェルター」のような働きをしているといえる（津崎 2015 : 21）。

#### 第4節 アフターケアの制度化

多くの児童養護施設では、子どもたちの不足を補い、より良い自立生活を送れるようさまざまな支援が実施されている。インケア・リービングケアでみた子どもの主体性を高める取り組みは、社会的・経済的自立の基盤ともなるもので、その重要性は非常に高い（大村 2014）。

しかし、実際には、退所を機に施設との関係は公的な部分では消滅するため、困難な状況に陥った子どもへのサポートは「施設と子ども」というよりは「職員と子ども」といった、子どもとのかかわりが深かった職員との個人的なつながりで支えられているといった状況がある。これらは「人とのつながり」という面においては有効であるが、課題を抱えた状況を職員個人で支えることは大きな負担になっている（谷口 2014 : 114）。

また、こういった支援には子ども一人ひとりに寄り添って向き合える体制、職員側の優れた専門性と判断力が不可欠である。一方で、一方で施設が担うアフターケアへの責任はますます強調される傾向にある。しかし、年々増加する施設の退所者に対するアフターケアを、施設および職員だけに頼ることは明らかに限界がある。

このような状況において、もっとも差し迫った課題は、アフターケアを体系化・社会化することにあるといえる。アフターケアの支援体制を充実させることは、施設職員の負担を緩和し、ひいてはインケア・リービングケアの充実にもつながると考えられる。近年では、民間の支援ネットワークや、同窓会ネットワークの構築の試みもみられ、状況は進展

してきているといえる。しかし、その反面、最終的な支援の責任を施設以外のどこが担うのか、この点が明確でないことに不安を覚える。これを法的にも実践的にも明確に規定したうえで、多様な担い手によるアフターケアの整備をしていくことが重要ではないだろうか（津崎 2015 : 22 - 23）。施設が背後から支える形で、施設と子どもとの関係を維持できるようなアフターケアの仕組みを確立していく必要がある。自立支援の基盤強化には支援枠を拡大していくことも必要であり、「実家機能」を施設に備えたり、自立援助ホームの拡充は必須である。（谷口 2014 : 114）

20歳未満が自立援助ホームの対象となっているが被虐待体験等に伴うトラウマの後遺症は15歳から20歳で解消されるものではなく、年齢超過者支援や長期的にアフターケアの保障がなければ自立支援が十分にできない状況下にもある。社会に送り出す最後の自立支援機関である自立援助ホームを、全国的にも拡充していくことが今求められている。（庄司 2011 : 175）

このような状況を受けて、厚生労働省は、児童養護施設運営指針で対象児童について年齢要件と柔軟な対応として以下のことを述べている。（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 「児童養護施設運営指針」）

- ・児童養護施設は、乳児を除く18歳に至るまでの子どもを対象としてきたが、特に必要がある場合は乳児から対象にできる。
- ・また、20歳に達するまで措置延長ができることから、子どもの最善の利益や発達状況をかんがみて、必要がある場合は18歳を超えても対応していくことが望ましい。
- ・義務教育終了後、進学せず、又は高校中退で就労する者であっても、その高い養護性を考慮して、でき得る限り入所を継続していくことが必要である。

これらの項目は、現在の課題を考えれば、今後さらに必要とされてくるだろう。しかし、児童養護施設のあり方について、それが果たす実際のところ役割は多すぎるのではないだろうか。特に、インフォーマルな支援として、職員の負担が増加するだろう。その結果、アフターケアの質の低下につながりかねない。そうならないためには、役割を果たせるよう、制度的な整備であったり、社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア部のような外部の支援が必須となってくると考える。それは、施設内におけるアフターケアの制度を明確にすることだけでなく、協力機関をつくることなど、両面からの制度の整備がなされなければ、施設ごと地域ごとで支援でのばらつきさらに大きくなってしまいうだろう。

## おわりに

本論では、族からの支援が期待できず、また、子ども自身も障害でないがボーダーラインであったり、人間関係がうまく築けず転職を繰り返してしまう、そんな自立を強いられている子どもを対象に、子どもの自立支援を考察した。

第1章では、子どもの社会養護を、社会的養護の概要、社会的養護に関する施設、入所理由、障害の有無の4節に分けて、まとめた。社会的養護は家庭養護と施設養護の2種類に分けられているが、本論文では施設養護の児童を対象に研究を行った。また、障害の有無に関しては、児童養護施設で3割弱、自立支援施設が5割弱、自立援助ホームで4割弱

となっており、より専門的な支援と、子どもに合わせた自立支援が必要である。

第2章では、施設を巣立った子どものその後について研究した。退所者の声や退所者に対する調査を中心に、進学、就労、生活上の困難の3側面がある事を述べた。また、児童自立支援施設と自立支援ホームの入所経路をみると、児童養護施設から入所が比較的多いことから、児童養護施設の自立支援とアフターケアの充実は特に重要な位置であると考えられた。

第3章では、これまでの章を基に児童養護施設を中心に自立支援を考えた。まず、自立とは、①身辺自立、②経済的自立、③社会的自立、④精神的自立の4つに分けられるが、④の精神的自立は重要な位置にある。では、この精神的自立を中心に、どのような支援を行えばよいのか、児童養護施設の自立支援を考察した。そして、現在行われている支援を取り上げ、実際にはどのような団体がどのような支援を行っているのかを調べた。そこで、インフォーマルな部分の支援が多く、職員の負担が大きいことや、地域や施設により自立支援についてばらつきがある事が分かった。それを補い、さらに自立支援を充実させ、質を上げるには、施設の自立支援をバックアップできるような機関であったり、就労支援を専門的に支援するような機能を果たす自立援助ホームの拡充が必要である。そのためにも制度的な整備が必要であることを述べた。

このように、施設を退所した子どもは大きな困難を抱えていることが分かった。また、子どもの自立支援は、子どもを精神的に支える必要が大きく、そのために自立支援が必要であることも分かった。このような背景から、自立支援が法文化され、施設外での支援やネットワークも構築されつつある。しかし、現状では、その役目は施設に丸投げといった状況である。現在取り組まれている自立支援は、インフォーマルな部分での支援やつながりが強く、施設職員への負担も懸念されている。また、施設としての取組みも行われているが、施設ごとで支援のばらつきは大きい。

施設で育つ子どもの自立支援は、退所した施設と退所した児童のつながりをバックアップしていく機関や、退所した児童の就労的な自立支援を専門的に援助できる機能が果たせる自立援助ホームの拡充が必要とれているのだ。

《参考文献》

- 田中弘美, 2015, 「児童養護施設の子どもにみる自己肯定感をはぐくむ支援」  
埋橋孝文／矢野裕俊『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅠ—理論的アプローチと各国の取組み—』ミネルヴァ書房 (p105 - p114)
- 田中弘美, 2015, 「児童養護施設の自立支援」  
埋橋孝文／大塩まゆみ／居神浩 (2015) 『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅡ』  
—社会的支援をめぐる政策的アプローチ—』ミネルヴァ書房 (p11-p21)
- 津崎哲郎 (2015) 『子どもの回復・自立へのアプローチ』明石書店
- 相澤仁(2014) 『施設における子どもの非行臨床』明石書店
- 大村海太 (2015) 「児童養護施設退所者の自立に関する一考察」『駒沢女子短期大学研究紀要』第47号
- 谷口純世(2014) 『社会的養護内容』ミネルヴァ書房
- 望月彰 (2013) 『子どもの社会的養護』建帛社
- 森田喜治 (2013) 『児童養護施設児の日常とところ』創元社
- 武藤素明(2012) 『施設・里親から巣立った子どもたちの自立』福村出版
- 庄司順一 (2011) 『施設養護実践とその内容』福村出版
- 長谷川真人 (2007) 『児童養護施設における自立支援の検証』三学出版  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
「平成27年1月 児童養護施設入所児童等調査結果 (平成25年2月1日現在)」  
平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 「児童養護施設運営指針」

《参考 URL》

- 厚生労働省「社会的養護とは」平成27年11月26日  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/)
- 厚生労働省「里親制度について」平成27年11月26日  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/02.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html)
- 日本ファミリーホーム協議会「ファミリーホームとは」平成27年11月26日  
<http://www.japan-familyhome.org/#!/whats-familyhome/c1k7g>
- 「社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア部」平成27年11月26日  
<http://www.soramamail.or.jp/sst/index.html>